



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

平成28年分の決算を終えて

会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。

本年は、会員の皆様のご協力のおかげで昨年に比べ、待ち時間が少なくスムーズに対応できましたことに感謝いたします。なお、来年もよりスムーズに行くよう以下の注意点を述べさせていただきます。

●会計ソフト使用者について

会計ソフト使用者による決算書の作成時間を迅速にするため、会計ソフト使用者は平成二九年四月から平成三十年一月の中旬までの期間、数回事務局にお越しいただき、入力内容の確認をお願い致します。また、確定申告が終了したのは、そのデータをUSB等に保存し、各勘定科目の印刷をしていただくようお願い致します。保存期間は7年間となります。なお、ご来局の際はUSB等もご持参いただきますようお願い致します。

●摘要の記入について

会計ソフトのデータや帳簿を拝見させていただきますと、日付と金額のみで摘要(内容支払先等)を記入されていない方が見受けられました。摘要が記入されていないと消費税の課税事業者のうち一般課税を選択している方は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上(課税された消費税額から仕入れや諸経費に含まれている消費税額を控除すること)ができませんので、入力や記帳に当たっては必ず摘要(何をどこへ支払ったか)を記入するようにしてください。よろしくお願いいたします。

●公的年金等

その年一年分の公的年金等の金額、その金額から控除された源泉徴収税額及び介護保険

料等の社会保険料等の記載されている公的年金等の源泉徴収票(一月下旬到着分)は必ずご持参いただきますようお願い致します。

●介護保険料及び国民健康保険料について

あらかじめその年分の支払額を調べていただくようお願い致します。

●前年以前3年分の決算書・申告書の持参

前年以前3年分の決算書・申告書は本年分の減価償却費、純損失の繰越控除や消費税の申告に必要な資料となりますので、必ずご持参いただきますようお願い致します。

●減価償却費の計算

減価償却資産については、決算時に計算したのでは、相当時間がかかる場合があります。そこで、平成二九年の秋の記帳相談の頃に青色申告会事務局で平成二九年分の減価償却費の計算もしますので、必ずご参加くださるようお願い致します。案内は十月初旬にお出し致します。なお、車両の買換えをした場合は、前年以前3年分の決算書のほかに、新しく購入した車両の購入価額、自動車保険料、自動車税等、下取りに出した車両の下取り価額などが記載されている資料、さらに新しく購入した車両についてローンを組んだ場合にはその借入金等の返済明細書が必要になりますので、買換えをした方は、必ず持参いただきますようお願い致します。

●減価償却資産と修繕費の判定

業務用建物等の修繕やメンテナンスをしたときには数百万円という出費になる場合があります。その出費については修繕費として全額その年分の経費とすることができるとは、建物

の改装として減価償却資産にしなければならぬかの判定が必要ですが、事務局の職員ではその判定をすることが困難ですので、平成二八年中に、店舗、事務所、貸家、アパート、マンションなどの業務用建物等の修繕をし、その支出額が高額になる方は、修繕費になるのか減価償却資産となるのかを、あらかじめ税務署で判定していただくようお願い致します。

●土地・建物を売却された場合

土地や建物を売却された場合には売却価額が高額になること、税法上の処理も複雑になることも多いため事務局の職員では処理できないことがあり、その場合には税務署で事前に相談していただく必要があります。よって、平成二九年中に土地や建物を売却された場合には必ず平成三十年一月中旬に税務署に相談していただくようお願い致します。

●「確定申告のお知らせ」を必ずお持ちください

青色申告会事務局を経由して申告書を税務署に提出されたかたは、来年の確定申告時は税務署から、決算書、所得税及び消費税の申告書などは送付されず、納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報が記載された「確定申告のお知らせ」はがき(振替納税を利用の方)又は通知書(納付書が必要な方)が一月の下旬までに送付されますので、必ずその書類をご持参くださるようお願い致します。なお、決算書は練馬西青色申告会事務局にも用意してありますので、ご来局の際にお持ち帰りいただくようお願い致します。所得税及び消費税の申告書は、税務署に連絡していただければ送付していただけることですので、平成三十年の一月初めに税務署へ申告書の取り寄せのご連絡をして頂くようお願い致します。



●提出用の確定申告書等はボールペンを使用

提出用の確定申告書等の記入にあたり鉛筆で記入されている会員が見受けられます。鉛筆で書かれた確定申告書等は税務署に提出できませんので、必ずボールペン等を使用するようにお願い致します。

●所得税の期限後申告

期限後申告(平成二九年分は平成三十年三月十六日以後)をする場合には青色申告特別控除六五万円などができなくなりますので、確定申告書は必ず申告期限内にご提出いただきますようお願い致します。

●更正の請求

平成二八年分の所得税の確定申告書を提出した後に、平成二九年三月十六日以後に次のような事由があった場合にはその確定申告書の提出期限から五年以内限り、更正の請求をしてその確定申告書を訂正し、税額の還付を受けることができます。

(1) 申告書を提出した会員に扶養している子や親などの家族や配偶者(他の申告者の扶養親族になっている者、合計所得金額が三十八万円超である者、青色事業専従者に該当するもので給与の支払いを受けている者、事業専従者に該当する者を除く。)について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除をしていなかった。

(2) 自分が寡婦(夫に死に別れた女性)あるいは寡夫に該当するのに寡婦(寡夫)控除をしていなかった。

(3) 国民年金や国民年金基金、国民健康保険料、労働保険料などの社会保険料の支払いがあったのに社会保険料控除をしていなかった。

(4) 減価償却費の計算をしていなかった。あるいは実際より少なく計算していた。

(5) 平成二八年分の必要経費に算入すべき消

費税額、個人事業税額、固定資産税額を必要経費に算入していなかった。

(6) 平成二八年分の所得金額や納付すべき税額について計算間違いをしていた。

●修正申告

所得税の確定申告書を提出した後に、平成二九年三月十六日以後に次のような事由があった場合にはその申告について更正(税務調査など)を受けるまでは、申告した所得金額や税額等を訂正するために修正申告書を提出することができます。修正申告をした場合には、先の申告が誤ったことについて正当な理由のない限り過少申告加算税が賦課されますが、その修正申告書が税務署の調査によって更正を受けることを予知してされたものでないときは過少申告加算税は賦課されません。(延滞税は課税されません。)

(1) 配偶者控除、扶養控除を受けていた家族のその年分の合計所得金額が三十八万円を超えることがわかった場合。

(2) 売上代金の集金が滞りないないあるいは口座への振り込みがないため、その年分のその未収の売上金額を収入金額に計上していなかった。

(3) 生命保険契約、損害保険契約が満期になったため、満期返戻金の支払いを受けたことにより一時所得の金額が生じたが、なんの処理もしていなかった。

(4) 一六歳未満の扶養親族を控除対象扶養親族として扶養控除を受けていた。

(5) その年分の仕入高、各経費科目や減価償却費を過大に計算していた。

以上のことに注意いただき、来年もより正確な確定申告をしていただきますようお願い致します。

《医療費控除の改正》

平成29年分の確定申告から変わります。

医療費控除またはセルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の特例)の摘要を受ける場合は、平成28年分までは医療費や医薬品購入費の領収書を所得税の確定申告書に添付又は提示する必要があったのですが、平成29年分から医療費や医薬品購入の領収書を所得税の確定申告書に添付又は提示に代えて、**医療費の明細書(医薬品等購入費の明細書)**又は**医療保険者等の医療費通知書**を確定申告書に添付し提出することとなります。なお、医療費や医薬品購入費の領収書は、確定申告期限から5年間、税務署長の求めがあったときはこれらを提示または提出しなければなりません。ただし、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、今までの方法でも可能です。

新規入会者ガイダンス開催

平成29年4月6(木)午前10時から11時及び14時から15時までの2回にわたり、新規に入会した会員を対象とした新規入会者ガイダンスが開催されました。

内容は、入会のメリット、青色申告会とは、帳簿記入(記帳)から決算の流れ、簡易帳簿及び複式簿記の記帳方法、会計ソフトについて、青色共済や東京青色傷害保険、がん保険などの各種共済制度についての説明を練馬西青色申告会の職員が説明しました。参加者は33人でガイダンスが終わったあとでひっきりなしに質問がでるなど熱心に講習を受けておりました。

国税庁経験者採用試験(国税調査官級)のお知らせ

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局(国税事務所)管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 試験概要 平成29年度の試験概要については、平成29年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係 (TEL 03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成28年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数(全国)：223名
- ◇ 受験資格 平成28年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月中旬
 - (2) 試験実施期間 9月から12月
 - (3) 最終合格発表 12月下旬
- ◇ 求める人材
 - (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
 - (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
 - (3) 大学卒業後、民間企業、官公庁等において正社員・正職員として従事した職務経験が平成28年7月1日現在で満8年以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体系的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有するもの
 - (4) 採用後の研修又は職務経験をを通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
 - (5) 特に次の職務経験等を有する者
 - ① 法人等の財務、経理又は税務に関する事務
 - ② 金融機関等における貸付け又は資金運用等に関する職務
 - ③ 税理士・公認会計士等の業務の補助の職務
 - ④ 官公署における国税又は地方税に関する事務
 - ⑤ IT/バスポートや英語検定1級など、電子商取引や国際取引の税務調査において有用な資格等
 - ⑥ 法人等における営業等、対人折衝を必要とする職務